

【評価証明書等交付・閲覧申請書 記載要領】

この申請書は、評価証明書、公租公課証明書、住宅用家屋証明書（中古住宅）、及び課税台帳の閲覧等を申請する際に使用してください。

申請の際に窓口に来られた方（本人の場合を含む）がご本人であることを確認できるもの（運転免許証、個人番号カード、資格確認書など）が必要となりますので、ご注意願います。

以下、具体的な記載方法について説明いたしますので、ご参照願います。

◎窓口に来られた方

- (1) この欄は、窓口に来られた方の住所、氏名、生年月日、電話番号を記載してください。なお、個人の方が窓口に来られた場合は、押印不要です。
- (2) 法人が申請する場合は、法人若しくは支店等の代表者印を必ず押印願います。なお、代表者以外（従業員等）が窓口に来られた場合は、「従業員等の氏名」欄に氏名を併記してください。（上記のご本人確認をさせていただきます。）
- (3) 代理人（ご本人又は同居の親族以外の方）が申請する場合は、委任状（様式別添）が必要となりますので、十分ご注意ください。ただし、証明書の必要な方との関係が同居されている親族（妻、子など）の場合は、委任状は不要です。
- (4) 代理人が申請する場合にあっても、下記のケースに該当する場合は、委任状に代わる書類等を添付・提示することにより、証明書の交付申請が可能です。

区 分	必要な書類等
相続人等	・申請者と亡くなった方の関係が分かる戸籍の全部事項証明書等の写しを添付。
後見人	・成年後見登記に係る登記事項の証明書の写しを添付。
合併による納税義務承継法人	・商業・法人登記の全部事項証明書又は合併契約書の写しなど、合併して納税義務を承継した事実が確認できるものを添付。
破産管財人等	・関連する登記の全部事項証明書又は資格証明書の写しなど、破産管財人等（清算人、和議管財人、更生管財人を含む）であることが確認できるものを添付。
賦課期日後に固定資産を取得した者	・売買契約書又は全部事項証明書の写しなど、取得した事実が確認できるものを提示。
訴訟関係者等	・訴状又は弁護士への訴訟委任状、強制競売申立書の写しなどを添付。（※固定資産税関係の証明に限る。）

◎どなたの証明書が必要ですか

- (1) 証明書の必要な方の現住所、氏名、生年月日、電話番号を記載してください。なお、「窓口に来られた方」と同じ場合は記載不要です。
- (2) 1月1日時点の住所が現住所と違う場合は、1月1日時点の住所を記載してください。

◎必要な証明書の種類等

- (1) 評価証明書とは、固定資産（土地・家屋）の地目・地積、構造・用途・床面積と評価額の内容を証明するものです。
- (2) 公租公課証明書とは、評価証明書の内容に加え、課税標準額及び相当税額について証明するものです。
- (3) 課税台帳登録者証明書とは、賦課期日現在における納税義務者等を明らかにする証明書です。
- (4) 住宅用家屋証明書（中古住宅）とは、個人が住宅用家屋の所有権保存登記、移転登記及び抵当権の設定登記を行う場合、納付すべき登録免許税の軽減を図るために使用する証明書です。
なお、市民税課で証明する物件は中古住宅に限ります。（新築住宅の場合は建設部建築指導課）
- (5) 台帳の閲覧は、固定資産税の課税台帳兼名寄帳等の閲覧を行う場合に記載して下さい。

◎物件の所在

- (1) 証明書等が必要な物件の所在を記載してください。
- (2) 該当物件が未登記の場合は、家屋番号欄に「未登記」と記載してください。

【お問い合わせ先】

〒067-8674

北海道江別市高砂町6番地 江別市役所総務部財務室市民税課市民税係
電話（011）381-1012（市民税課直通）

- ◎ なお、江別市外にお住まいの方等で、郵送により税務証明書の交付をご希望される方は、上記までお問い合わせください。